

津波等発生時における緊急避難場所を変更しました

【問合わせ】防災安全課 ☎84-0626

津波等から身を守るためには、すみやかに高台に避難する必要があります。高台までの避難に時間的余裕がなく避難が困難な場合には、緊急的・一時的に避難する施設が必要です。市では緊急避難場所を市内17か所指定し、市民が避難する場所を確保しています。緊急避難場所の一覧は、QRコードからご確認ください。

● 変更する緊急避難場所 ●

『ビジネスホテルアーク』（半田市旭町） ➡ 指定解除（令和4年12月13日）

『ライオンズ半田ブライトマークス立体駐車場』（半田市南本町） ➡ 追加指定（令和5年4月1日）



▲緊急避難場所一覧



後期高齢者医療保険料

均等割額軽減に係る基準額が変わります



【問合わせ】国保年金課医療福祉担当 ☎84-0652

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴い、被保険者均等割額の5割軽減および2割軽減の対象世帯の軽減に係る基準額が変更されます。

均等割額の軽減措置

均等割額 軽減割合	対象者の所得要件(世帯主と世帯の被保険者全員の軽減判定所得の合計額)	
	現行	改正後
5割	43万円+(28.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下	43万円+(29万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1) 以下
2割	43万円+(52万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下	43万円+(53.5万円×被保険者数)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下

※65歳以上の方の公的年金所得は、通常の所得から15万円を控除した額で判定します。

お忘れの申請はありませんか

以下に該当する給付の時効は2年間です。申請がお済みでない方は、国保年金課で手続きをしてください。

後期高齢者医療制度の主な時効

種類	消滅時効の期間	起算日
高額療養費 入院時食事療養費	2年間	診療月の翌月1日(診療月の翌月以後に支払ったときは、支払った日の翌日)
高額介護合算療養費		基準日の翌日
療養費(治療用補装具、保険証を持参せずに医療機関などにかかった時の医療費)		費用を支払った日の翌日
葬祭費		葬祭を行った日の翌日

※高額療養費および高額介護合算療養費の申請が必要な方には、別途お知らせを送付しています。